

【資料 8】

平成 30 年 12 月 18 日
(2018 年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市人権施策審議会

会長 山本 冬彦

「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」の精神が活かされる
施策を総合的に進めるために (答申)

吹田市人権尊重の社会をめざす条例第 5 条第 1 項の規定により、平成 25 年 11 月 28 日付で当審議会に諮問された標記のことについて、人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策を総合的に進め、時代に即した実効性のある施策を積極的に推進するため、平成 18 年(2006 年)に策定された「吹田市人権施策基本方針」の見直しについて、慎重に審議した結果を「吹田市人権施策基本方針改訂版」として答申します。

なお、併せて諮問のあった「(仮称)吹田市人権施策推進計画の策定」については、今後市が新たに策定する基本方針に沿って作成される推進計画(案)をご提示いただき審議する方向とします。